

岸和田市環境審議会環境政策専門部会設置要項

(設置)

第1条 この要項は、岸和田市附属機関条例（平成 15 年岸和田市条例第 1 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、環境に関する専門の事項を調査するため、岸和田市環境審議会環境政策専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 専門部会は、岸和田市環境審議会（以下「審議会」という。）に属する委員のうちから審議会会長が指名する委員及び市長が委嘱する専門委員若干名で組織する。

(部会長等)

第3条 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから審議会会長が指名する。
 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。
 2 専門部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 3 専門部会は、原則公開とする。ただし、岸和田市情報公開条例（平成 12 年岸和田市条例第 9 号）第 8 条各号に該当すると認められる情報を含む事項を調査する場合であって、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りではない。
 4 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の部会への出席を求め、助言を受けることができる。また、部会委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、専門部会の調査状況及びその結果を審議会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、市民環境部環境課において行う。

(廃止)

第7条 専門部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。
 (1) 当該専門の事項の調査が終了したとき
 (2) 審議会が専門部会廃止の決議がなされたとき
 (3) 専門部会の調査にかかる環境保全条例等の案の審議が、審議会において終了したとき

(施行の細目)

第8条 この要項で定めるもののほか、専門部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 3 月 7 日から施行する。